

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

指 定 居 宅 介 護 支 援

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- | | |
|------------|--|
| ・「法」 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| ・「施行令」 | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） |
| ・「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| ・「平11老企22」 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「平11老企29」 | 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「条例」 | さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成26年さいたま市条例第87号） |

介護サービス事業者 基準確認シート目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	1
第3	運営に関する基準	3
第4	変更の届出等	3 1
第5	その他	3 2

項 目	確 認 事 項	根拠法令
第1 基本方針	① 指定居宅介護支援事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	法第80条第1項 条例第2条第1項
	② 指定居宅介護支援事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例第2条第2項
	③ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例第2条第3項
	④ 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例第2条第4項
	⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例第2条第5項
	⑥ 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例第2条第6項
第2 人員に関する基準 1 介護支援専門員の員数	① 事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上置いていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <p>介護支援専門員は、営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員が事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p> <p>常勤とは、当該事業所の従業者の勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。</p>	法第81条第1項 条例第4条第1項 平11老企22第2の2(1) 平11老企22第2の2(3)①

	<p>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>また、同一の事業者によって指定訪問介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p>	
	<p>② 介護支援専門員の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1を基準としていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>常勤の介護支援専門員の配置は、利用者の数35人に対して1人を基準とするものであり、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。</p> <p>また、当該非常勤の介護支援専門員に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではありません。</p>	<p>条例第4条第2項</p> <p>平11老企22 第2の2(1)</p>
<p>2 管理者</p>	<p>① 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第5条第1項</p>
	<p>② 管理者は、主任介護支援専門員となっていますか。</p> <p>令和3年3月31日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の配置を可能とする経過措置を設けています。</p> <p>※ 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、要件の適用を猶予することとしていますが、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望まれます。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 主任介護支援専門員とは、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する者をいいます。</p>	<p>条例第5条第2項</p>

	<p>③ 管理者は、専らその職務に従事していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>ア 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>イ 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>管理者は、営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p>	<p>条例第5条第3項</p> <p>平11老企22 第2の2 (2)</p>
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次の項目です。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 介護支援専門員の勤務の体制</p> <p>ウ 秘密の保持</p> <p>エ 事故発生時の対応</p> <p>オ 苦情処理の体制 等</p> <p>同意は、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p>	<p>法第81条第1項</p> <p>条例第6条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3 (2)</p>
	<p>② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が条例第2条第2項に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来る等の説明を行い、理解を得たことにつき署名を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は条例第2条第2項の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものです。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等ができること等につき十分説明を行い、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。</p>	<p>条例第6条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3 (2)</p>

	<p>③前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等について説明を行い、理解を得たことについて利用者から署名を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※前6か月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画書を対象とし、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとします。</p> <p>① 前期：3月1日から8月末日 ② 後期：9月1日から2月末日</p>	<p>条例第6条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3(2)</p>
	<p>④ 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が病院等に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援や退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながることから、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進するため、利用者又はその家族に事前に協力を求める必要があることを規定したものです。</p> <p>※ なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険者証、お薬手帳等と合わせて保管すること依頼しておくことが望まれます。</p>	<p>条例第6条第3項</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>・ 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>サービスの提供を拒むことのできる正当な理由とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合</p>	<p>平11厚令38 条例第7条</p> <p>平11老企22 第2の3 (3)</p>

3 サービス提供 困難時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第8条
4 受給資格等の 確認	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第9条
5 要介護認定の 申請等に係る援助	<p>① 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第10条第1項
	<p>② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定の申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第10条第2項
	<p>③ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第10条第3項
6 身分を証する 書類の携行	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第11条
7 利用料等の 受領	<p>① 指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、代理受領がなされる場合の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないよう、償還払いの場合の利用料の額と、代理受領がなされる場合の居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を設けてはならないこととするとともに、これによって、償還払いの場合であっても、原則として利用者負担が生じないこととするものです。</p>	<p>条例第12条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3 (6)①</p>
	<p>② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>	<p>条例第12条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3 (6)②</p>

	<p>③ ②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第12条第3項</p> <p>平11老企22 第2の3 (6)③</p>
	<p>④ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第46条第7項 (法第41条第8項準用)</p>
	<p>⑤ 領収証に、指定居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>施行規則第78条</p>
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>・ 提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第13条</p> <p>平11老企22 第2の3 (7)</p>
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	<p>① 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第14条第1項</p>
	<p>② 自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第14条第2項</p>
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>① 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第1号 平11老企22 第2の3 (8)①</p>
	<p>② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第2号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)②</p>
	<p>③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第3号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)③</p>
	<p>④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第4号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)④</p>

<p>⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等は誠実に対応するとともに、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏った情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく、同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。</p> <p>また、例えば、集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業所のみを居宅サービス計画に位置づけるようなことはあってはなりません。</p>	<p>条例第15条第5号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑤</p>
<p>⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。</p> <p>※ なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものであり、この課題分析の方法については、平成11年11月12日付け老企第29号の別紙4に示す項目により行ってください。</p>	<p>条例第15条第6号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑥</p> <p>平11老企29 別紙4</p>
<p>⑦ 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければなりません。</p> <p>この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。なお、このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p>	<p>条例第15条第7号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑦</p>

<p>また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	
<p>⑧ 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第8号</p>
<p>⑨ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければなりません。</p> <p>したがって、居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。</p> <p>※ また、居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各指定居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。</p> <p>さらに、提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要があります。</p>	<p>条例第15条第8号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑧</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑧</p>
<p>⑩ 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第9号</p>

※ 介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者等と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。

なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。

また、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしていますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。

なお、ここでいう「やむを得ない理由がある場合」とは、次の場合等が想定されます。

- ア 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合
- イ 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合

※ 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。

末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1か月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定しています。

なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確認する方法等により、適切な対応が必要です。

また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化を生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望まれます。

※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければなりません。

<p>⑪ テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用してサービス担当者会議を行う場合で、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	<p>平11老企22 第2の3(8)⑨</p>
<p>⑫ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。</p> <p>利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。このため、当該計画原案の作成に当たっては、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された居宅サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務付けることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の移行の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ また、当該説明及び同意を有する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表（平成11年11月12日老企第29号に示す標準様式）に相当するものすべてを指すものです。</p>	<p>条例第15条第10号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑩</p>
<p>⑬ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければなりません。</p> <p>また、介護支援専門員は、担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。</p> <p>なお、条例第31条第2項の規定に基づき、居宅サービス計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例第15条第11号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑪</p>

<p>※ 上記⑥（利用者の課題分析）～⑬（居宅サービス計画の利用者への交付）の一連の業務については、条例第2条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。ただし、その場合にあっては、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。</p>	
<p>⑭ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等「さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」において位置付けられている計画の提出を求めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。</p> <p>このため、条例第15条第11号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性について確認することとしました。</p> <p>なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいものです。</p> <p>さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。</p>	<p>条例第15条第12号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑫</p>
<p>⑮ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定居宅介護支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。</p>	<p>条例第15条第13号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑬</p>

このため、介護支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。

⑩ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。

いる ・ いない

※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師等が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報です。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、以下のような利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師等の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師等に提供するものとします。

ア 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している

イ 薬の服用を拒絶している

ウ 使い切らないうちに新たに薬が処方されている

エ 口臭や口腔内出血がある

オ 体重の増減が推測される見た目の変化がある

カ 食事量や食事回数に変化がある

キ 下痢や便秘が続いている

ク 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある

ケ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況

※ なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

条例第15条第13号の2

平11老企22第2の3 (8)⑬

⑰ 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

条例第15条第14号

<p>ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。</p> <p>さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておく必要があります。</p> <p>なお、条例第31条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>平11老企22 第2の3 (8)⑭</p>
<p>⑱ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第15号</p>
<p>⑲ ⑱にかかわらず、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ やむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定されます。</p> <p>当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録は5年間保存しなければなりません。</p> <p>また、担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様です。</p>	<p>条例第15条第15号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑮</p>
<p>⑳ 居宅サービス計画の変更を行う際にも、③～⑭の業務を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第16号</p>

<p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として③～⑭の居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。</p> <p>なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が③～⑭の一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとします。</p> <p>ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。</p>	<p>平11老企22 第2の3 (8)⑩</p>
<p>⑭ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。</p>	<p>条例第15条第17号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑪</p>
<p>⑮ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から居宅介護支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。</p>	<p>条例第15条第18号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)⑫</p>
<p>⑯ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る）を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第18号 の2</p>

<p>※ 届出にあたっては、当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く）した居宅サービス計画（当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う）のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届出を行います。</p> <p>⑳ 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が、法第43条第2項に規定する居宅サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費が、サービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載し、当該居宅サービス計画を市に届出していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ この基準については、令和3年10月1日から施行されるため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行ってください。</p>	<p>平11老企22 第2の3 (8) ⑱</p> <p>条例第15条第18号 の3</p> <p>平11老企22 第2の3 (8) ㉔</p>
<p>㉕ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導及び短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては、主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。</p> <p>このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりません。</p>	<p>条例第15条第19号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)㉕</p>
<p>㉖ ㉕の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ なお、交付の方法については、対面のほか、郵便やメール等によることも差し支えなく、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。</p>	<p>条例第15条第19号 の2</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)㉖</p>

<p>⑳ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第20号</p>
<p>㉑ 介護支援専門員は、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第20号</p>
<p>㉒ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 短期入所生活介護及び短期入所療養介護（短期入所サービス）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅サービス計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものです。</p> <p>この場合において、短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。</p> <p>従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能です。</p>	<p>条例第15条第21号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)㉒</p>
<p>㉓ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>また、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第22号</p>

※ 福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。

平11老企22
第2の3 (8)㉓

このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しなければなりません。

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければなりません。

③⑩ 介護支援専門員は、要介護1の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成30年厚生労働省告示第78号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手していますか。

平11老企22
第2の3 (8)㉓

いる ・ いない

ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手していますか。

いる ・ いない

※ 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成30年厚生労働省告示第78号）第31号のイで定める状態像の者」

ア 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
(ア) 日常的に歩行が困難な者
(イ) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者
(ア) 日常的に起きあがり困難な者
(イ) 日常的に寝返りが困難な者

ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

エ 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
(ア) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
(イ) 移動において全介助を必要としない者

オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 次のいずれかに該当する者
(ア) 日常的に立ち上がりが困難な者
(イ) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
(ウ) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

<p>カ 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者 (ア) 排便において全介助を必要とする者 (イ) 移乗において全介助を必要とする者</p>	
<p>③① 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得た上で、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）の第2の9(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が同 i) から iii) までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。</p> <p>この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。</p>	<p>平11老企22 第2の3 (8)③</p>
<p>③② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> <p>このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。</p>	<p>条例第15条第23号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)③</p>
<p>③③ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類について記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第24号</p>

	<p>③④ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第15条第25号</p>
	<p>③⑤ 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援業務を受託するに当たっては、その業務量等を勘案し、指定介護予防支援業務を受託することによって、当該介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければなりません。</p>	<p>条例第15条第26号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)②⑥</p>
	<p>③⑥ 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険上に位置付けられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることについて規定されたところです。地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められます。そのため、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないことについて、具体的取扱方針においても、規定を設けたものです。</p>	<p>条例第15条第27号</p> <p>平11老企22 第2の3 (8)②⑦</p>
<p>1 1 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p>① 毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第41条第10項</p> <p>条例第16条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3 (9)①</p>

	<p>② 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第16条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3 (9)②</p>
1 2 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	<p>・ 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が指定居宅介護支援事業者を変更した場合に、変更後の指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければなりません。</p>	<p>条例第17条</p> <p>平11老企22 第2の3 (10)</p>
1 3 利用者に関する市町村への通知	<p>① 利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第18条第1号</p>
	<p>② 利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第18条第2号</p>
1 4 管理者の責務	<p>① 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第19条第1項</p>
	<p>② 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営に関する基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第19条第2項</p>
1 5 運営規程	<p>・ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 職員の職種、員数及び職務内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>※ 利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記</p>	<p>条例第20条</p> <p>平11老企22 第2の3 (14)</p>

	<p>載してください。</p> <p>オ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるものとしてください。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではありません。</p> <p>カ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を含むこととします。</p> <p>キ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平11老企22 第2の3 (12)④</p>
<p>1 6 勤務体制の確保</p>	<p>① 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>なお、当該勤務の状況等は、条例第19条により指定居宅介護支援事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該指定居宅介護支援事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。</p> <p>従って、非常勤の介護支援専門員が兼務する業務の事業所を居宅介護支援の拠点とし独立して利用者ごとの居宅介護支援台帳の保管を行うようなことは認められません。</p>	<p>条例第21条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3 (13)①</p>
	<p>② 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。</p> <p>※ 当該指定居宅介護支援事業所の従業者たる介護支援専門員が指定居宅介護支援を担当すべきことを規定したものであり、当該事業所と介護支援専門員の関係については、当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。</p>	<p>条例第21条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3 (13)②</p>
	<p>③ 介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ より適切な指定居宅介護支援を行うために、介護支援専門員の研修の重要性について規定したものであり、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図る研修の機会を確保しなければなりません。</p>	<p>条例第21条第3項</p> <p>平11老企22 第2の3 (13)③</p>

	<p>特に、介護支援専門員実務研修終了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければなりません。</p>	<p>条例第21条第4項</p>
	<p>④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>平11老企22 第2の3 (13)④</p>
<p>1.7 業務継続計画の策定等</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者がサービスを利用する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置とします。</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p>	<p>条例第21条の2 第1項</p> <p>平11老企22 第2の3 (14)①</p>

	<ul style="list-style-type: none"> b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対応、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 	
	<p>②事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例第21条の2 第2項</p> <p>平11老企22 第2の3 (14)①～④</p>
	<p>③定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第21条の2 第3項</p>
<p>18 設備及び備品等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p> <p>専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください、</p> <p>他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p>	<p>条例第22条</p> <p>平11老企22 第2の3 (15)①</p> <p>平11老企22 第2の3 (15)②</p> <p>平11老企22 第2の3 (15)③</p>

<p>19 従業員の健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第23条</p>
<p>20 感染症対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。 ③ 概ね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。 ④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。 ⑥ 居宅介護支援事業所の従業員が1名である場合は委員会を開催しないことも差し支えありませんが、この場合にあつては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家と積極的に連携することが望ましいです。 <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 <p>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</p> <p>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練については次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。 ② 研修の内容については記録してください。 	<p>条例第23条の2</p> <p>平11老企22 第2の3 (16)</p>

	<p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	
<p>2 1 掲示</p>	<p>・ 介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 条例第6条の規定により居宅介護支援の提供開始時に利用者のサービスの選択に資する重要事項を利用者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定居宅介護支援事業所への当該重要事項の掲示を義務付けることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図るものです。</p> <p>※ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護支援事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>条例第24条</p> <p>平11老企22 第2の3 (17)</p>
<p>2 2 秘密保持</p>	<p>① 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものです。</p> <p>② 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第25条第1項</p> <p>条例第25条第2項</p>

	<p>指定居宅介護支援事業所に対して、過去に当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。</p>	平11老企22 第2の3 (18)②
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>介護支援専門員及び居宅サービス計画に位置付けた各居宅サービスの担当者が課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を共有するためには、あらかじめ、文書により利用者及びその家族から同意を得る必要があることを規定したのですが、この同意については、指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援開始時に、利用者及びその家族の代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	<p>条例第25条第3項</p> <p>平11老企22 第2の3 (18)③</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス (平29.4.14厚労省)</p>
2 3 広告	<p>・ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	条例第26条
2 4 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	<p>① 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じた規定です。</p>	<p>条例第27条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3 (19)①</p>

	<p>これは、居宅サービス計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものでなければならないという居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、指定居宅介護支援事業者又は指定居宅介護支援事業所の管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。</p> <p>また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはなりません。ましてや指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に同旨の指示をしてはなりません。</p>	
	<p>② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁じた規定です。</p> <p>これも、①の指定居宅介護支援の公正中立の原則をうたったものであり、例えば、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを利用するように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。</p> <p>また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはなりません。</p>	<p>条例第27条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3 (19)②</p>
	<p>③ 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととしたものです。</p>	<p>条例第27条第3項</p> <p>平11老企22 第2の3 (19)③</p>
<p>25 苦情処理</p>	<p>① 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（指定居宅介護支援等）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第28条第1項</p>

<p>利用者の保護及び適切かつ円滑な指定居宅介護支援、指定居宅サービス等の利用に資するため、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこととしたものです。</p> <p>具体的には、指定居宅介護支援等についての苦情の場合には、当該事業者は、利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。</p> <p>なお、介護保険法第23条の規定に基づき、市町村から居宅サービス計画の提出を求められた場合には、条例第28条第3項の規定に基づいて、その求めに応じなければなりません。</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を、利用者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所にも掲示しなければなりません。</p>	<p>平11老企22 第2の3 (20)①</p> <p>平11老企22 第2の3 (20)④</p>
<p>② ①の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	<p>条例第28条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3 (20)②</p>
<p>③ 自ら提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁である市町村が、一次的には居宅サービス等に関する苦情に対応することが多くなることと考えられることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定居宅介護支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものです。</p>	<p>条例第28条第3項</p> <p>平11老企22 第2の3 (20)③</p>
<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第28条第4項</p>
<p>⑤ 自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第28条第5項</p>

	<p>⑥ 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第28条第6項
	<p>⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第28条第7項
26 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第29条第1項
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第29条第2項
	<p>③ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うべきこととしたものです。</p> <p>なお、条例第31条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>そのほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>イ 賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならないため、事業者は損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	条例第29条第3項 平11老企22 第2の3 (21)
27 虐待の防止	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底</p>	条例第29条の2

を図ること

イ 虐待の防止のための指針を整備すること

ウ 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること

エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと

いる ・ いない

※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。

※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。

① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。

② 研修の内容については記録してください。

② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

いる ・ いない

※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。

① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。

② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。

③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。

⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。

③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。

ア 事業所における虐待の防水に関する基本的考え方

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

平11老企22

第2の3 (22)①

平11老企22

第2の3 (22)②

	ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
28 会計の区分	① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第30条
	② 会計処理は、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日・老計第8号）」、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日・老振18号）」及び「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日・老高329第1号）」を参考として適切に行われていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11老企22 第2の3（23）
29 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	条例第31条第1項
	② 次のア～オに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> ア 条例第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 （ア） 居宅サービス計画 （イ） 条例第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 （ウ） 条例第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 （エ） 条例第15条第14号に規定するモニタリングの結果の記録 ウ 条例第18条に規定する市町村への通知に係る記録 エ 条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録 オ 条例第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	条例第31条第2項
第4 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。	法第82条第1項 施行規則第133条第1項

	<p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>	
	<p>② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>次に掲げる事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現に指定居宅介護支援を受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>法第82条第2項</p> <p>施行規則第133条第3項</p>
<p>第5 その他</p> <p>1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 <p>ウ 事業所・施設の数100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第1項</p> <p>施行規則第140条の39</p>

	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先 (ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長 (イ) 埼玉県内にすべての指定事業所等が所在する事業者 で(ア)以外の事業者 埼玉県知事 (ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者 i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する 事業者 厚生労働大臣 ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する 事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項 (ア) 事業者の名称 (イ) 主たる事務所の所在地 (ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名 (エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日 (オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合） (カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第2項 施行規則第140条の40第1項</p>
--	--	---

	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第3項 施行規則第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第4項 施行規則第140条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の報告及び公表	<p>① 埼玉県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の35第1項 施行令第37条の2 施行規則第140条の44～46</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の35第2項 施行規則第140条の46</p>